



令和2年度 群馬県医学生修学資金の御案内 (募集要項)

- 群馬県医学生修学資金制度は、「将来、群馬県の地域医療に貢献したい」と考えている医学生（5，6年生）を支援するため、群馬県が修学資金を貸与するものです。
- この修学資金の貸与を受けた医学生が、医師国家試験に合格後、県内で臨床研修を含め、3年間、県内の公立病院等で医師として従事したときには、修学資金の返還が全額免除されます。
- 修学資金の貸与を希望される医学生の方は、この制度の趣旨等を理解していただくとともに、卒業後の御自身の進路について十分に考えた上でお申込みください。

1 申込資格

以下の（1）～（3）の条件を、すべて満たす必要があります。

- (1) 医学部5年生※1（国立大学法人群馬大学の学生については、県外出身者※2に限ります）
- (2) 都道府県や市町村等から同種の修学資金の貸与を受けていないこと
- (3) 本人及び生計を一にする者の所得額の合計がおよそ1,500万円に満たない者

※1 5、6年生の2年間の貸与を希望する者に限ります。

※2 「県外出身者」の条件（以下、「対象要件」とする）については、次のいずれかに該当する者です。

- ① 県外に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 県外に所在する通常の課程による十二年の学校教育又は専修学校の高等課程を修了した者
- ③ 申請時に在学する国立大学法人群馬大学が設置する群馬大学に係る大学入学試験の出願時の住所が県外にあった者

2 募集区分・募集人数

- a. 県内の病院での臨床研修を希望する者…25名（5年生）
- b. 医師不足区域（館林市・渋川市）での臨床研修を希望する者…5名

3 貸与金額

- a. 月額10万円（年額120万円）
- b. 月額15万円（年額180万円）

4 貸与期間

令和2年4月から大学を卒業する月まで（通算して2年を限度）

※ 令和2年4月に遡り、修学資金を貸与します。

1年度ごとに貸与契約を締結します。

5 申込方法

(1) 提出書類

上記の「1. 申込資格」の対象要件に基づき、次のとおり提出書類を御準備ください。
(※共通の提出書類の他、対象要件①～③に該当する者で添付資料が分かれていますので、十分御注意ください。)

【共通】

修学資金貸与申請書（様式第1号）、保証書（様式第2号）、
戸籍抄本、大学の在学証明書、大学の成績証明書、
父母又は配偶者の市町村発行の所得証明書（令和元年度分）（※）

※ その他、上記以外の方で所得証明書を求める場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

【対象要件①、②に該当する者】

高等学校等の卒業証明書

【対象要件③に該当する者】

大学入学試験出願時の住所が分かるもの（住民票の写し、戸籍の附票のいずれか）

※ 住民票の写しは、申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとします。

●各様式は群馬県ホームページからダウンロードできます。

【URL：<http://www.pref.gunma.jp/02/d1010123.html>】

(2) 応募締切

~~令和2年6月15日（月）~~

令和2年7月20日（月）まで（消印有効）

<持参の場合>

土日・祝日を除く。午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

<郵送の場合>

簡易書留または特定記録で郵送してください（当日消印まで有効）

<郵送・持参先>

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室「医学生修学資金」担当

(3) 申込に当たっての注意事項

- ・この案内をよく読み、趣旨を十分に理解の上、お申し込みください。
- ・提出書類は、貸与決定の可否に関わらず返却しませんので、御了承ください。

6 貸与の決定

書類審査及び必要に応じて面接審査を実施の上、貸与者を決定し、文書により申請者に通知します。

7 貸与手続について

群馬県と貸与契約を締結します。契約締結後に修学資金の貸与を開始します。

<貸与契約の手続に必要な書類など>

- ①群馬県医学生修学資金貸与契約書（群馬県から送付します）
- ②収入印紙（2,000円分）
- ③申込者および連帯保証人2名の署名・捺印

※ 連帯保証人の収入額は問いませんが、独立の生計を営んでいることが必要です。
連帯保証人同士が同一生計の場合は認められません。

8 修学資金の貸与方法について

貸与契約者が指定する預金口座に振り込みます。貸与契約者以外の口座（例えば、保護者の預金口座）への振込を希望するときは、別途、委任状の提出が必要です。

※ 貸与は2ヶ月ごとに振り込みます。

9 返還免除

次の①～④の条件を、すべて満たしたときは、修学資金の返還を全額免除します。

- ①大学卒業後、1年を経過する月の月末までに医師国家試験に合格すること
- ②医師国家試験合格後、速やかに医師免許を取得すること
- ③医師免許取得後、直ちに、群馬県内の臨床研修病院で臨床研修を行うこと
- ④臨床研修の期間も含め、知事が別に定める県内の公立病院等（以下「特定病院」という。）で、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（3年間）、従事すること

※ 月額15万円の貸与を受けていた場合は、そのうち2年間の臨床研修を特に医師が不足する区域（館林市・渋川市）の公立病院等で実施。

※ ③の臨床研修の期間は、④の従事期間に含まれます（ただし、群馬県医師確保修学研修資金の貸与期間を除く）。

※ 医師としての業務上の理由により死亡したときや、医師業務に起因する心身の故障により従事継続が不可能となったときも、返還を免除します。

<返還が全額免除になる例>

| 勤務年数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
|-------------|------------------------|--------|--------------------------|----------|---|---|---|---|--|
| 2年間貸与を受けた場合 | 従事必要期間3年 (= 2年間 × 1.5) | | | | | | | | |
| | (例1) | 臨床研修病院 | 特定 病院 | | | | | | |
| | (例3) | 臨床研修病院 | 産休 育休 | 特定 病院 | ※ 産休・育休期間等のほか 国内・海外留学等も、一定 の間、認められる 場合があります。 | | | | |
| | (例2) | 臨床研修病院 | 県外病院 (専門研修 プログラム※) | | 特定 病院 | | | | |

※ 県外病院での後期（専門）研修は、特定病院での後期（専門）研修プログラムの一環としての場合のみ中断期間に認めます。

----- 特定病院（知事が別に定める県内の公立病院等） -----

<県内の基幹型臨床研修病院>

(※は専門研修基幹施設)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 群馬大学医学部附属病院 (※) | 9 公立館林厚生病院 |
| 2 高崎総合医療センター (※) | 10 群馬中央病院 (※) |
| 3 前橋赤十字病院 (※) | 11 公立藤岡総合病院 (※) |
| 4 伊勢崎市民病院 (※) | 12 日高病院 (※) |
| 5 利根中央病院 (※) | 13 済生会前橋病院 |
| 6 桐生厚生総合病院 | 14 渋川医療センター |
| 7 公立富岡総合病院 | 15 老年病研究所附属病院 (※) |
| 8 太田記念病院 (※) | |

<協力型臨床研修病院・専門研修施設>

- | | |
|------------------|---------------|
| ・ 県立精神医療センター (※) | ・ 前橋協立診療所 (※) |
| ・ 県立小児医療センター (※) | ・ サンピエール病院 |
| ・ 県立心臓血管センター | ・ 松井田病院 |
| ・ 県立がんセンター | ・ 西吾妻福祉病院 |
| ・ 原町赤十字病院 | ・ 館出張佐藤病院 |
| ・ 西毛病院 | ・ 岸病院 |
| ・ 上毛病院 | ・ 恵愛堂病院 |
| ・ 厩橋病院 | ・ 原病院 |
| ・ 公立碓氷病院 | ・ 前橋協立病院 |
| ・ 伊勢崎佐波医師会病院 | ・ 榛名病院 |
| ・ 三枚橋病院 (※) | ・ 北毛病院 |
| ・ 田中病院 | ・ 国立病院機構沼田病院 |
| ・ 東邦病院 | ・ おうら病院 |
| ・ 高崎中央病院 | ・ 赤城病院 (※) |
| ・ 群馬病院 (※) | |

(上記の特定病院はR2.3時点での状況であり、今後変更する可能性があります)

10 返還の猶予

貸与契約者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認めるときは、返還を猶予される場合があります。

11 業務従事期間の中断

卒業後3年間は特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは中断期間として認められます。

- (1) 疾病・災害で業務に従事できない期間
- (2) 産休・育児休業の期間
- (3) 大学院（医学を履修する課程に限る）在学期間
- (4) 外国の大学・大学院、医療機関、研究機関等において医学研修等に従事した期間
- (5) 後期（専門）研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間
- (6) 県の医療水準向上に資する専門知識修得のため特定病院以外の病院に勤務する期間

※ (3) (4) は「5年間」、(5) (6) は「3年間」まで中断期間として可能です。

12 返還

修学資金の貸与契約が解除されたときや貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるときなど、返還免除の適用を受けない場合は、返還すべき修学資金の額に年10%の割合で計算した利息を加えた額を、知事の定める日までに一括して返還しなければなりません。

また、返還すべき日までに返還されなかった場合は、年利10.75%の遅延利息が加算されます。

13 貸与契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除します。

- 死亡したとき
- 大学を退学したとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- 本県以外の地方公共団体から同種の修学資金等の貸与を受けたとき
- 大学卒業後、1年を経過する月末日までに医師国家試験に合格できなかったとき
- 群馬県内の病院で臨床研修を行わなかったとき
- そのほか、貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

14 Q & A

Q) 日本学生支援機構の奨学金等の貸与を受けているときは、申請はできないのですか？

A) 一般的な奨学金であれば、既に貸与を受けていても申請できます。ただし、ほかの都道府県等から、この制度と同様に、貸与後、一定期間勤務することが条件となっている奨学金等の貸与を受けている場合は、申請できません。(貸与を受けたときは、契約は解除となってしまいますので、御注意ください)

Q) 臨床研修を受ける病院は、どの病院にすればよいですか？

A) 募集区分 a の方は、群馬県内の臨床研修病院の中から選んで受けてください。(県で臨床研修先の病院を個別に指定したり、斡旋したりするものではありません)

募集区分 b の方は、申請時に希望した館林市・渋川市のいずれかの臨床研修病院にて研修を受けてください。

Q) 返還免除になるまでの間、同一病院で継続して勤務する必要がありますか？

A) 県が定める特定病院の範囲内であれば、途中で勤務先を変更してもかまいません。通算して所定の期間に達したときは、返還免除となります。

Q) 出産や育児で休職したら、返還しなくてはなりませんか？

A) 出産・育児休業で休職しても、直ちに、修学資金の返還を求めることはありません。勤務を中断する前と復職後の期間を通算して、所定の期間以上従事したときは、返還免除となります。

Q) 医学生修学資金の貸与を受けたあと、医師確保修学研修資金を借りることはできますか？

A) 医学生修学資金の貸与を受けても、医師確保修学研修資金の貸与を受けることはできます。ただし、医師確保修学研修資金の貸与期間中は、医学生修学資金の返還免除の従事期間に含まれなくなるため、御注意ください。

<問合せ先>

群馬県健康福祉部医務課医師確保対策室

電話：027-226-2540 / FAX：027-223-0531

住所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

メール：imuka@pref.gunma.lg.jp

※ メールでの問合せのときは、件名を「医学生修学資金について」としてください